

古賀市文化芸術審議会の会議の公開等について

1 古賀市文化芸術審議会は、地方自治法上の付属機関であることから、原則公開する。

2 審議会の公開・非公開は最初の会議で諮り決定する。

3 審議会開催の事前公表

(1) 開催起案文書の総務課文書法制係供覧。(総務課が古賀市ホームページに掲載)

(2) 公表内容

- ・ 会議の名称
- ・ 開催日時、場所
- ・ 主な議題
- ・ 傍聴者数
- ・ 非公開又は一部非公開とする場合は、その旨と理由

4 審議会で傍聴要領を決定し会場に掲示又は配布する。

5 傍聴者への資料閲覧の配慮

6 結果の公表

(1) 会議の報告を総務課文書法制係に供覧(総務課がホームページに掲載)

(2) 会議録の作成(全文記載、要点筆記、概略の記載等を審議会で決定する)

- ・ 会議の名称
- ・ 日時、場所
- ・ 主な議題
- ・ 傍聴者数

- ・ 非公開又は一部非公開とする場合は、その旨と理由

- ・ 出席委員等の氏名

- ・ 庶務担当部署名

- ・ 審議の内容

- ・ 委員に配布した資料の名称

(3) 会議録を作成後、次の審議会で承認を得る。(あらかじめ審議会会長の指名する委員の承認でもよい)